

**令和6年度8020運動普及啓発事業  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本実施要領は、令和6年度8020運動普及啓発事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

**2 委託業務の概要**

(1) 業務名

令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務

(2) 目的

本事業は、県民の歯科疾患予防等、歯・口腔の健康を維持向上させる観点から、地域における8020（ハチマル・ニイマル）運動の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、歯科口腔保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

(3) 委託内容

- ① 母子歯科保健従事者研修事業
- ② 学校歯科保健担当者研修事業
- ③ 障害児歯科相談事業
- ④ 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業

※ 詳細は、別紙令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※1 本事業は、国の医療施設運営費等補助金を活用して行うため、委託契約の対象経費は、国の医療施設運営費等補助金交付要綱に対象経費として認められている内容に限る。

※2 「① 母子歯科保健従事者研修事業」、「② 学校歯科保健担当者研修事業」及び「③ 障害児歯科相談事業」部分は金730,000円（消費税及び地方消費税を含む）を委託料の上限とする。

※3 「④ 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業」部分は、金1,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）を委託料の上限とする。

(6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最高得点者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

(7) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

**3 受託事業者を求める基本条件**

業務受託事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号、以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 県税（奈良県内に本店、支店等を有しない法人の場合は本店所在地の法人事業税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 法人であること。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) ①から⑧までのいずれにも該当しないこと。
  - ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
  - ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) 公告日から過去5年間以内に、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が構成員となっている団体（実行委員会等）の歯科口腔保健業務を受託して誠実に履行した実績を有

していること。

#### 4 手続き等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地  
奈良県 福祉医療部医療政策局 健康推進課 健康長寿係  
電話番号 0742-27-8662  
ファクシミリ 0742-22-5510

##### (2) 公募型プロポーザル実施要領の配付

- ① 配付期間 令和 6 年 7 月 2 5 日 (木) から 令和 6 年 8 月 1 9 日 (月) まで
- ② 配布場所 インターネットの「奈良県健康推進課ホームページ」からダウンロード

##### (3) 参加申込書 (様式 1)、類似業務受注実績 (様式 2) 及び添付資料の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和 6 年 8 月 1 9 日 (月) 午後 5 時まで
- ② 提出先 (1) の担当部局
- ③ 提出方法

ア 持参又は郵送で、上記提出期限までに必着とする。

イ 類似業務受注実績 (様式 2) については、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が構成員となっている団体 (実行委員会等) から受託した公告日から過去 5 年以内の実績について記載するとともに当該事業の契約書の写しを添付すること。

ウ 奈良県内に本店、支店等を有する法人については、奈良県の県税事務所長が発行する県税に滞納のないことの証明書を添付すること。奈良県内に本店、支店等を有しない法人については本店所在地の都道府県税事務所長が発行する直近事業年度分の法人事業税の納税証明書を添付すること。(いずれも提出日において発行から 3 ヶ月以内のもので、写しも可。)

エ 所轄税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書を添付すること。(提出日において発行から 3 ヶ月以内のもので、写しも可。)

審査の結果、「3 受託事業者に求める基本条件」に定める資格を全て満たしていると認められる事業者については、その旨令和 6 年 8 月 2 0 日 (火) に通知する。

##### (4) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和 6 年 8 月 2 6 日 (月)
- ② 提出先 (1) の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送に限る。

郵送の場合は、上記提出期限までに必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便等確実に届く方法により提出すること。持参の場合は令和 6 年 8 月 2 6 日 (月) 午後 5 時までに持参し、県担当者へ直接手渡すこと。

##### ④ 提出物

下記ア～エについて原本 1 部、副本 5 部を提出すること。また、副本については、匿名審査を行うため、提案者を判断できるような用紙の使用や記載は行わないこと。

ア 企画提案書 (様式任意 サイズは A 4 又は A 3、左綴じ)

a 仕様書 4 の各委託内容毎に、業務実施方針、業務フロー図、タイムスケジュールを明記すること。なお、業務実施方針に以下の内容を反映すること。

b 仕様書 4 (1) 「母子歯科保健従事者研修事業」については、市町村母子保健担当者の募集方法、研修の使用メディア・講師選定・スケジュール、研修会運営

の際の留意事項等、具体的な内容を提案すること。

- c 仕様書4(2)「学校歯科保健担当者研修事業」については、小・中学校等の養護教諭の募集方法、研修の使用メディア・講師選定・スケジュール、研修会運営の際の留意事項等、具体的な内容を提案すること。
- d 仕様書4(3)「障害児歯科相談事業」については、保護者に講演して伝達する障害者(児)の歯科治療の現状、実施学校の選定や個別相談の実施方法及び講演や相談を受ける歯科医師の確保方法について、具体的な内容を提案すること。
- e 仕様書4(4)「高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業」については、日常生活自立度の低い入所者の口腔の特性、特性を踏まえて施設職員が入所者の口腔の管理のため習得すべき知識や技術、施設における歯科健診に関する情報収集方法について具体的な内容を提案すること。

イ 事業者概要書(様式3)

会社概要などがあれば添付すること。

ウ 委託業務実施体制(様式4)

エ 見積書(様式任意)

- a 宛先は「奈良県福祉医療部医療政策局長」とすること。
- b 委託内容毎に、必要経費を積み上げた内容とする。提案項目毎に単価×数量で算出し、金額の根拠を明確にすること。

参加申込書(様式1)を提出したものの提出期限までに企画提案書等の提出がなかった事業者については辞退したものとみなす。

提案は、委託料上限額(詳細は2(5)記載のとおり)の範囲内で行うこと。

(5) 質問の受付

- ① 受付期間 令和6年7月25日(木)から  
令和6年8月9日(金)午後5時まで
- ② 受付方法 ファクシミリに限る。質問票(様式5)に質問事項を記載のうえ送信。  
※ 送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。  
※ 電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③ 質問先 (1)に示す担当部局に同じ
- ④ 回答方法 参加表明事業者全員にファクシミリにより令和6年8月14日(水)までに回答する。併せてインターネットの「奈良県健康推進課ホームページ」に公開する。  
※ 個別には回答しない。また、質問者名は掲載しない。

## 5 委託事業者の選定

### (1) 企画提案書等の審査

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「令和6年度8020運動普及啓発事業業務委託審査委員会(以下「選定委員会」という。)」が評価点方式により評価を行う。

- ① 審査の対象となるのは、参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出した者で、実施要領「3 受託事業者を求める基本条件」の(1)～(10)をすべて満たしている事業者であること。
- ② 選定委員会が企画提案書等を審査し、評価点方式による順位をもとに最優秀提案者を決定するが、審査委員の合計点の平均点が満点の60%に満たない場合は受託者としなない。また、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者としなない。

- ③ 提案者が1者の場合、評価基準による審査委員の合計点の平均点が満点の60%以上で、かつ選定委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者とししない。
- ④ プレゼンテーション審査会は令和6年8月29日(木)に開催の予定。詳細については、別途通知する。
- ⑤ 企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合には、辞退届(様式6)を4(1)の担当部局に提出すること。(持参又は郵送)
- ⑥ 天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時の5分経過後までに会場に到着できなかった場合には失格となる。

(2) 評価項目

別記「評価対象事項」に基づき評価を行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、最優秀提案者の選定後、全事業者あて、書面により通知する。

(4) 特定結果の公表

契約期間中、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表される。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

(5) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第、7日以内に県担当者と打合せを行い、速やかに業務委託契約を締結して業務に着手すること。
- ② 契約に当たっては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項各号規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者等)に該当する場合は、免除する。
- ③ 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ④ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ⑤ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑥ 選定された者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しない。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(6) その他

採択された企画提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 6 その他

(1) 提出書類の作成費用は、参加者の負担とする。提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。ただし、選定されなかった者の企画提案書は、結果通知と同時に返却する。

(2) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号)に基づき提案書等の開示を行う場合がある。

(3) 企画提案書提出期限以後の企画提案書の差替え及び追加、削除は一切認めない。

(4) 参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う場合がある。ただし、その場合も「5(2)評価項目」に基づく得点が60%以上あることとする。また、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者とししない。

① 「3 受託事業者を求める基本条件」に定めた資格が備わっていないとき。

② 複数の提案書を提出したとき。

③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。

⑥ 一以上の審査項目に記載がないとき。

⑦ 上限額を超える金額の見積書が提出されたとき。

⑧ その他不正な行為があったとき。

(5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、県は損害賠償を負担しない。

(6) 本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本業務の一部を完全に履行するために関与する全ての委託先(順次再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を奈良県に提出し、その承諾を得た場合は、この限りでない。受託事業者が、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の進捗に係る報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報保護に関する法律及びその他関係法令並びに奈良県会計規則、奈良県契約規則及びその他奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

別記「評価対象事項」

評価項目	評価基準	主な関係書類	評価点数(A)	調整係数(B)	配点(C)= (A)× (B)
① 過去に受託した 歯科口腔保健業 務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先として、公告日から過去5年以内に国または都道府県等から受託した実績があるか。</li> <li>・今回と同等規模の事業を受託した実績があるか。</li> </ul> <p>〈評価基準〉</p> <p>設計金額(1,980千円)以上の業務の受注実績が2件以上ある。            ・・・・5点</p> <p>設計金額(1,980千円)以上の業務の受注実績が1件ある。又は、設計金額(1,980千円)未満の業務の受注実績が2件以上ある。            ・・・・4点</p> <p>設計金額(1,980千円)未満の業務の受注実績が1件ある。            ・・・・3点</p>	様式2	5点	2	10点
② 業務従事者の 取得資格、経歴 等、実施体制に 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確実に事業執行できる業務従事者及び体制(個人情報管理体制含む)が確保されているか。</li> </ul>	様式3 ・ 様式4	5点	2	10点
③ 提案された業務内容が仕様書及び実施要領にて求める内容を反映しており、効果的かつ確実に業務実施できること。					
③-1 母子歯科保健従 事者研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる市町村母子保健担当者の募集方法について、具体的に提案されているか。</li> <li>・研修が対象者の理解に資するよう、使用メディア・講師・進行スケジュール等具体的に提案されているか。</li> <li>・研修会運営の際の留意事項等、事業実施の要点について、具体的に提案されているか。</li> </ul>	企画 提案書	5点	3	15点
③-2 学校歯科保健担 当者研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる小・中学校等の養護教諭の募集方法について、具体的に提案されているか。</li> <li>・研修が対象者の理解に資するよう、使用メディア・講師・進行スケジュール等具体的に提案されているか。</li> <li>・研修会運営の際の留意事項等、事業実施の要点について、具体的に提案されているか。</li> </ul>		5点	3	15点

<p>③-3 障害児歯科相談 事業</p>	<p>・実施学校の選定や個別相談の実施方法について、具体的に提案されているか。 ・保護者に講演して伝達する障害者（児）の歯科治療の現状について、実態を把握したうえで周知した方が望ましい治療方法等について具体的に提案されているか。 ・講演や相談を受ける歯科医師の確保方法について、具体的に提案されているか。</p>	<p>企画 提案書</p>	<p>5点</p>	<p>3</p>	<p>15点</p>
<p>③-4 高齢者障害者入 所施設職員歯科 口腔保健研修事 業</p>	<p>・日常生活自立度の低い入所者の口腔の特性について、具体的に提案されているか。 ・上記の特性を踏まえて、職員が入所者の口腔の管理のため習得すべき知識や技術について、具体的に提案されているか。 ・施設における歯科健診に関する情報収集方法について具体的に提案されているか。</p>		<p>5点</p>	<p>5</p>	<p>25点</p>
<p>④ 見積金額につ いて</p>	<p>・見積価格に係る評価について</p>	<p>業務 経費 見積書</p>	<p>評価点数は、次の式により求める。 (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額 × 10) (小数点以下切り捨て) 【事務局が採点】</p>		<p>10点</p>

計 100点

- 採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行うこと。  
(優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点)  
なお、評価は絶対評価とすること。
- 得点は100点満点とし、項目ごとの採点を合算して求めることとする。
- 評価項目のうち、全審査委員の得点の平均が5割未満の項目が一以上ある提案者は、仮に合計得点が当該事業における提案者中、最高得点であったとしても、受託事業者として特定できない。
- 集計による合計得点の平均が60点未満の提案を行った者は、受託事業者として選定できない。